



11月はいじめ防止強化月間です。

三重県いじめ防止条例 ※条例→県によって制定された法（法律）

児童と保護者と学校がそれぞれの役割を果たしていじめを防止していくための、いじめ防止条例を紹介します。（第22条までのうち直接保護者や児童に関わる条項をぬきだしてあります。また、文を要約してわかりやすくしてあります。原文は三重県のHPでもご覧になれます。）

いじめはどこでも起こります。いじめが起こったことに責任を取るのではなく、いじめに適切に対処していくことで責任を果たしていきます。

第1条 条例の目的

いじめは教育を受ける権利を侵害し、命の危険も生じさせる。いじめを防止することで児童が健やかに成長し、安心して生活できる社会をつくれるようにする事を目的としている。

第2条 いじめの定義

被害を受けた児童が心身の苦痛を感じているものをいう。←被害者がきめることです

第4条 いじめの禁止

児童生徒は、いじめを行ってはならない。←これは原文のまま

第7条 学校の責務

児童一人ひとりについての理解を深め、学校全体でいじめの早期発見にとりくみ、児童がいじめを受けていると思われるときは適切かつ迅速に対処する。また、すべての教育活動を通じた道徳教育、人権教育及び体験活動の充実を図る。

第8条 保護者の責務

保護者は児童がいじめを行わず、いじめを傍観しないよう、自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる気持ちを育むとともに、規範意識を養うための指導を行うよう努める。

第10条 児童の役割

児童は、自分のことを大切にするとともに一人ひとりの違いを理解し、たがいを尊重するよう努める。いじめを発見した場合は、みているだけでなく学校の先生、家族またはいじめ防止に関する場所や団体に相談するようにする。

今年も実施！ピンクシャツ運動

11月11日からの1週間、ピンクのものを身につける活動を行います。

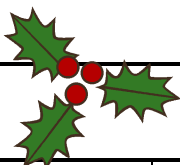
各地でピンクシャツ運動が実施されています。カナダで起こったいじめ撲滅の行動が世界中に広がったもので、三重県においては4月と11月のいじめ防止強化月間と重なるかたちでピンクシャツ運動が広がりを見せています。

伊曾島小学校においては2019年度から11月に、この運動をおこなっています。もちろん、ピンク色の服を着ることが目的ではありません。「いじめダメ！」の気持ちを高揚させるために共通した動きを起こし、仲間づくりのきっかけにすることを目的に、児童会役員が呼びかけを行います。この運動のためだけに衣服など購入していただく必要がないよう、児童会を中心に用意する計画です。

【裏面に12月予定が掲載されています】

12月

の予定



月	火	水	木	金	土	日
2	3 人権フォーラム くわな	4	5 5年社会見学 SHP	6	7	8
9 なかよしクラブ	10 SHP SC pm	11 児童集会 5年発表 大掃除 全校14:35下校	12	13 個別懇談会① 4限13:05下校	14 わくわく 農園	15
16 個別懇談会② 4限13:05下校	17 個別懇談会③ 4限13:05下校	18 個別懇談会④ 4限13:05下校	19 4限13:40下校 SHP	20 通学団集会 4限13:40下校	21	22
23 終業式 4限 13:05 一斉下校	24 冬期休業 ~1/7	25	26	27 学校閉鎖 ~1/5	28	29
30	31 大晦日	1/1	2	3	4	5

学校施設閉鎖(12/27~1/5)…平日でも職員は出勤しません。

◆3学期始業式(開始)は1月8日(水)です。

伊曾島小ホームページのURL <http://www.kuwana-c.ed.jp/isojima-e/>
・学校の様子や行事予定について随時更新しております。ご活用ください。